（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第四条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第五十条の二第三項第三号の項中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

第二十二条の三第一項中「第三百八十四条、第三百八十六条及び」を「第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに」に改め、「、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削る。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表第五十条の二第三項第三号の項中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

第四十三条中「第三百八十四条及び第三百八十六条」を「第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十六条第一項」を「同条第一項」に、「「農林中央金庫法」を「「農林中央金庫法」に改める。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項、第六十条第十一項及び第六十二条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十及び第二百五十二条の十八第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第七条第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十六条第二項、第四十四条第二項、第七十条の二第一項及び第七十条の三第一項、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十七条並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）第六条の二第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「の委員」を「の教育長及び委員」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条―第二十二条」を「第十九条―第二十一条」に、「第二十三条・第二十四条」を「第二十二条・第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章　教育委員会の教育長及び委員

第三条第一項中「、教育委員会の」の下に「教育長又は」を、「とあるのは「に」の下に「教育長又は」を加え、同項の表第九十一条第一項の項中「教育委員会の」の下に「教育長又は」を加え、同表第九十二条第一項及び第二項の項及び第九十六条第一項の項中「委員」を「教育長若しくは委員」に改め、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第十九条第四項後段」を「第十八条第四項後段」に改める。

第十一条中「、法第二十三条」を「、法第二十一条」に改め、同条ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第十二条中「のうち法第二十三条」を「のうち法第二十一条」に改め、同条ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十三条中「第十四条の二」を「第十五条」に改め、同条ただし書中「第二十四条の二第一項を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第十四条の見出し中「教育組合の」の下に「教育長及び」を加え、同条第一項中「教育委員会の」の下に「教育長及び」を、「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十五条を削る。

第十四条の二（見出しを含む。）中「委員の」を「教育長又は委員の」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条第二項中「第二十四条」を「第二十三条」に改める。

第十九条を削る。

第十八条の見出し中「最初の」の下に「教育長及び」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項の規定により選任された教育長及び前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四条」を「第四条第二項、第四項及び第五項」に、「地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）」を「市町村長職務執行者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村の設置があつた場合においては、法第四条第一項及び第四項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（次項において「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の教育長であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い教育長の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の教育長を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者がいないときは、教育長を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「五人」を「四人」に、「二人」を「一人」に、「六人」を「五人」に改め、「又は三人以上とする場合」を削り、「年数とする」を「年数とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を三人とする場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を二人とする場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする」に改め、第五章中同条を第十八条とし、第十六条の二を第十七条とする。

第二十条中「第四条」を「第四条（第一項を除く。）」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第二十一条を削る。